長与町農業委員会会議録

令和元年１１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和元年１１月農業委員会総会

１．　日時　　令和元年１１月２５日（月）　　１３時３０分から１５時３０分

２．　場所　　長与町役場　水道局３階第２会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫　　６番　田中　稔

７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子　　９番　渡邉　章三

１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

３番　崎山　光子

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治　　７番　坂本　謙二

８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

４番　森内　忠嘉

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　６番　田中　稔　　７番　柿本　香代

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第４号議案　非農地判断について

第６　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規程による農地転用届出について

第７　　第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。令和元年１１月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１１人の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は、７人出席でございます。

本日の欠席者は、３番、崎山光子委員と森内忠嘉農地利用最適化推進委員のお２人です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、令和元年１１月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。６番、田中稔委員、７番、柿本香代委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請についてが、２件。第２号議案、農用地利用集積計画についてが、３件。第３号議案では、第２号議案の３件目の案件に対して、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが、１件。第４号議案、非農地判断についてが、１件出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分の報告が２件出されています。

議　長　では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請についての審議に入る訳ですが、その前に、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員　退席後）

議　長　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。

説明の前に、整理番号３の賃貸人の住所の表示が誤っておりますので、本川地郷の地面の地から内外の内へ訂正をお願いします。

それでは、ご説明いたします。整理番号２、（５－１）申請地は１筆です。長与町高田郷（地番）、田、３６０㎡です。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、使用貸人が、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。使用借人が、長与町高田郷（地番）、（氏名）。申請目的は、使用貸借権の設定で、期間は、永久になります。施設の概要は、分家住宅。木造スレート葺２階建、所有面積３６０㎡、建築面積６９．１㎡です。備考の欄に記載しているとおり、使

用借人は、使用貸人から農地を借受け、分家住宅を建設する。汚水排水は隣接道路にある下水に接続し、雨水排水は既設側溝へ放流させる。市街化調整区域となります。なお、立地基準は３種農地、一般基準については、書類と現地での確認上、問題はございません。

次に２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。高田郷、〇〇踏切から山側に１００ｍほど進んだところで、赤色で表示している部分が、申請地、高田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますが、本日は、森内推進委員さんが欠席されておりますので、５番、辻田晶夫農業委員より説明をお願いします。

５　番　　１１月２１日１５時より、水谷会長、事務局、私、森内推進委員とともに現地確認を行いました。現地は、地図のとおりで、元、田でありました。備考欄に書いてありますように、雨水排水は、既設側溝がありました。（使用借人）は、元々、サラリーマンで、使用貸人の長男です。今後とも、農業を手伝い、農地を守っていく方向で考えていらっしゃるようですので、特に、今回の家を建てることに問題はないと思います。今回の申請地の奥も、（使用貸人）土地が広がっているので、道を通すなどして、残りの農地が死なないよう、助言をしております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり農地法第５条の規定による許可申請を県へ進達することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。

それでは、退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（○○委員　着席後）

議　長　　○○委員に申し上げますが、申請があった使用貸借権の設定については、全員一致で県へ進達することに決定されたことを報告いたします。
　続いて、２件目について、説明をお願いします。

事務局　　続いて、第１号議案の１ページをお開き下さい。整理番号３、（５－２）申請地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，５６４㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、賃貸人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。賃借人が、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、賃貸借権設定で永久の設定です。借賃料は、○○円。施設の概要としましては、資材置き場、所要面積１，５６４㎡です。備考の欄に記載していますとおり、賃借人は、造園業を経営しており、現在の資材置場は町外にあり、資材を保管する十分なスペースが確保できないので、当該地を借り受ける。当該地は、現状のままで利用し、雨水排水は地表面に浸み込ませる。市街化調整区域となります。
　なお、立地基準は２種農地、一般基準については、書類と現地での確認上、問題はございません。
　次の３ページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。三根郷、県道長崎多良見線○○交差点付近の緑色で表示している部分が、申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
　田中　光夫推進委員。

推進委員
３　番　　１１月２１日に会長、事務局、柳原職務代理、私の５人で現地確認を行いました。現在は、何も作っておらず、荒れた状態になっており、そのままの状態であれば、荒廃が進んでいくものと考えられます。（賃貸人）は、あちこちに土地をお持ちですが、申請地だけ、耕作を放棄しておられます。よって、ここを荒れさせるよりも貸し出して、きれいに管理されたほうがいいと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　２番、柳原　厚志農業委員。

２　番　　それでは、私の方から少し補足説明を行います。先ほど、田中推進委員から５人で現地確認を行ったとの報告がありましたが、他に、行政書士の方と、（賃貸人）の７人で現地確認を行いました。今、申請されている（賃貸人）の土地は、国の援助を８割受けて、本人が２割負担して圃場整備を行っております。現地は、５年前まで、（賃貸人）が、みかん畑として利用していたが、野菜を作るという事で、埋め立てをされた。埋め立てをした後は、野菜をほとんど作らなかったため、荒地になってしまった。また、ここの下のほうは、田んぼの水路になっており、下の水路の方も、申請地が荒地になったことにより、水路にも草が生え困っていると、私に言われました。私は、現地立ち会いの際に、（賃貸人）に、野菜を作ると言っていたが、作らないのはなぜか尋ねましたが、今後は、水路の管理をするからと言われたので、私も指導はしました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
６番、田中　稔委員。

６　番　　ただいま、２人の委員さんが説明をされました。その通りで、これは、何年前だったか、５年ぐらい前に埋め立てた、と言われましたが、その前からここを埋め立ててどういう方向に行くのだろうと、この委員会でも問題になったと記憶しております。（賃貸人）は、みかんを作るのだということで、埋め立て申請をされた。今度は、永久に農転申請を行う、いつまでかわからない。という状態になったという、家族的な説明などがありましたか。あのような農地なのに耕作できないという理由が、何かありましたか。

事務局　　おっしゃるように、平成２７年当時に農地改良を行っております。畑地の嵩上げをして野菜を作りたいとの申請でした。以前より水稲栽培から柑橘に切り替えられ、現地でみかんを作っていましたが、スピードスプレイヤーで防除すると、県道の通行車両や、通行人より苦情があったため、みかんをやめて、野菜を作った方がいいと思い平成２７年に畑地の嵩上げをされています。その後、工事が終わってから菜種や翌年には馬鈴薯を作付けしましたが、不毛地のため高品質の物が収穫できなかった。そのころ野菜を担当していたお母さまが病気になり他界され、お父さまも高齢になり現地は耕作放棄地になったという事です。本人は、果樹や水田を約７ｈａほど管理をしていることもあり、申請地への野菜の栽培までは手が回らないという事でした。以上です。

議　長　　６番、田中委員さん。

６　番　　長与町の農業委員が反対意見を付けて県に進達した場合にどうなりますか。

議　長　　農業委員会の議決事項で、進達事項ですからみなさんで、決めることになります。状況を見ますと、職務代理が言ったように水路の周りには、草が生い茂っており、隣接から水取りで迷惑をかける。そういう意味では、ある程度の管理をするとの条件があれば法的に問題がないという捉え方です。

６　番　　国の事業で、圃場整備を行なった場合、８年か、１０年転用することができないという制限があると思いますが、申請地は、圃場整備を行ってから何年経っていますか。

２　番　　圃場整備を行ってから１０年以上経過しております。

議　長　　もう一つ、事情を言えば、県道の拡幅が予定されており、そういう意味で、県と協議し、県は、いいですよ。という捉え方ですから、ただ、今言うように、跡地利用については、行政書士の話では、植木等と置くという風に聞いております。そういう実情です。県が良いといったわけではありません。県道の用地交渉の中で、隣接する水路を含めても良いとの許可です。そういう風に捉えております。事務局から補足はありませんか。

６　番　　ここで、議論して県に進達して、初めて許可になる。すでに、許可されているわけでは、ないのですね。

議　長　　そういう事です。

７　番　　一つ質問をいいですか。今の件ですが、永久の設定となっていますが、先は、売買が発生するという事は、ありませんか。

議　長　　今回の申請は、５条の問題ですから、賃貸についての申請です。

７　番　　貸すという事ですよね。わかりました。

２　番　　ここの資料の中に永久設定と記載してありますが、現地確認の時に確認したところ、毎年更新（の確認）を行うとのことでした。

議　長　　期間設定は、あくまでも永久ですが、疑義があれば、どちらかからの申し出があれば解除できる。という事でした。
　９番、渡邉　章三委員。

９　番　　２点ほどお尋ねします。今、言われていた永久の設定ですが、１件目の資料には、親子間の使用貸借のため、永久となっていると思われるが、賃貸人と賃借人との関係は、わかりますか。他人なのか、兄弟などの親族なのか、そういうこともあって永久設定にされたのかな。とも思いましたので、お尋ねします。もう１点、資材置き場となっておりますが、造園業だから植木だけなのか、他にも何かを置くのか、面積的に広いので資材というのは、どういうものか、お尋ねします。

事務局　　申請者の話では、賃借人が、資材置き場として諫早市伊木力のほうに借りているが、狭いので車しか置くことができず、他に最適地がないかと探したところ申請地が良いと判断したという経緯があります。申請地に置く資材については、客土用土、再生砕石、砂、レンガなどを置くそうです。以上です。

９　番　　もう１点の回答は？

事務局　　（賃貸人）と、（賃借人）の関係については、聞いておりません。

議　長　　私は、血縁であるとは、聞いていません。また、今言うように、建設資材ではなく、造園資材を置くという事を行政書士から聞いております。

９　番　　確認ですが、永久の設定とは考え方としてどうなのかお尋ねします。

議　長　　永久というのも、賃貸とはいえ、お互いの関係で、既得権がどうかというのもありますが、親子間での永久の貸借とは違い、この場合は、永久と設定してもお互いに疑義が生じたら解

消できるので、そういう意味では、永久の設定も可能かと思われる。永久であっても意味が違うと捉えています。

議　長　　他にありませんか。
　１２番、益冨委員。

１２番　　農地区分のところで、農用地区域外となっているが、基本的に圃場整備地区というのは、必ず、農用地ですよね。確認ですが、いつ農用地から除外されましたか。

事務局　　手元に資料はありませんが、１５年ぐらい前に除外申請をされたようです。理由としては、先ほどから出ていますように、県道沿いで、農作業に支障があるとのいうことで、除外されたようです。以上です。

１２番　　１５年前というと、具体的には、何年ですか。

事務局　　手元に資料がないので、後程、回答いたします。

議　長　　農用地を除外した時期と、除外理由については、事務局が確認して後程、回答することでよろしいですか。

１２番　　よろしくお願いします。

６　番　　私も、農用地を除外した時期に農業委員をしていたと思いますが、除外したとの記憶がないので、ぜひ、今日の総会時に除外した時期と理由を教えてください。

議　長　　事務局が、確認を行いますので、１０分休憩といたします。

（休憩終了）

議　長　　１号議案の２件目については、留保して報告があった後に、採決を行いたいと思います。
それでは、第２号議案、農用地利用集積計画についての１件目を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。
それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町三根郷（地番)。この土地の所有者につきましては、(氏名）さんです。別紙になりますが、利用権の設定に関する同意書をお配りしておりますので、ご確認ください。それでは、利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番)、田、２，２８１㎡。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物名は、水稲です。令和元年１２月１日から令和３年１１月３０日までの２年間です。平成２５年１２月１日より借りており、２回目の更新となります。年間の借賃は、米〇〇ｋｇ。毎年１０月末に自宅へ納入とします。継続になります。
土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。三根郷、(施設名）付近で、ＪＲ長崎本線線路沿いの図のように赤く表示している場所が、申請地、三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関して、現地確認を行っています。推進委員の田中　光夫委員。

推進委員
３　番　　１１月２１日に５名で、現地確認を行いました。継続のため問題ありません。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番、柳原　厚志農業委員。

２　番　　それでは、私から少し補足説明を行います。今、事務局から説明がありましたように、(貸主）は、(氏名）さんの息子さんです。借主も継続で、借りており、管理もされて、米も品質のいいものを作っているので、問題ないと思います。

議　長　　この件について、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。１件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。次に、２件目の審議に入る訳ですが、その前に、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員　退席後）

議　長　　２件目に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に議案書の７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，０３８㎡。同じく（地番）、田、４５２㎡。合計２筆、１，４９０㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。令和元年１２月１日から令和３年１１月３０日までの２年間です。平成２８年１２月１日より借りており、初めての更新となります。年間の借賃は、２筆合わせて米〇〇ｋｇ。毎年１０月末に自宅へ納入とします。継続になります。

土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。三根郷、〇〇橋付近の黄色で表示している部分が、申請地、三根郷（地番）。青色で表示している部分が、申請地、三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　この件につきまして、現地確認を行っていますので、田中推進委員から説明をお願いします。

推進委員３　番　　１１月２１日に現地確認を行いました。継続のため問題ありません。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番、柳原　厚志農業委員。

２　番　　先ほど言いましたように、借主は、きちんと管理しており、継続のため、問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
２件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長　　それでは、〇〇委員に報告いたします。全員一致で承認されました。
それでは、第１号議案の２件目、（氏名）さんの件について、事務局から説明を加えます。

事務局　　先ほどの、農振農用地除外の件ですが、県の同意を受けたのが、平成１５年１２月３日付けでございます。

６　番　　農振除外の内容を教えてください。

事務局　農振除外は、冒頭申し上げた内容で通っているようです。産業振興課にも確認しております。

議　長　圃場整備の施工時期はわかりますか。

６　番　平成１５年となると、今から１６年ぐらい前、その前の１０年。ここの区画整理ができたのは、何年ですか。この時に、許可が出たとなれば、１０年過ぎていたのか。除外の許可が出ているから仕方ないが、農用地除外の理由は、わかりますか。

事務局　通行車両に影響を及ぼす。との理由で除外しております。

議　長　圃場整備の施工時期はわかりますか。

事務局　分からないので、調べてきます。

６　番　整理して回答してください。

議　長　第１号議案の２件目については、暫時保留して、次の審議に入ります。
続いて、先ほど申し上げましたとおり第２号議案、農用地利用集積計画についての３件目並びに第３号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　次に議案書の１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社、理事長上田　裕司さん、長崎市尾上町３番１号県庁行政棟５Ｆ。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は３筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、５４０㎡。同じく（地番）、畑、１，７６３㎡。同じく（地番）、畑、３，５３３㎡。合計３筆、５，８３６㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は、樹園地です。期間は、令和２年１月１０日から令和１２年１月９日までの１０年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用

権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。新規契約となります。
土地の所在ですが、１１ページをご覧下さい。本川内郷、〇〇集会所付近の水色で表示している部分が、申請地、本川内郷（地番）となり、緑色で表示している部分が、申請地本川内郷（地番)。赤色で表示している部分が、申請地、本川内郷（地番）となります。
次に第３号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社、理事長上田　裕司さん、長崎市尾上町３番１号県庁行政棟５Ｆ。権利を設定する土地は、第２号議案の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
原口　司　推進委員。

推進委員１　番　　１１月２１日の午前中に、会長、事務局、柿本委員と現地調査を行いました。（貸主）は、現在、８５歳です。家の周りのみかんを一生懸命耕作しておられますが、この夏に熱中症になって病院で点滴を受けその後、今一つ体調が戻らないので、たまたま同じ地域で、若い（借主）がみかんづくりをスタートすることになったので、この際、自分が耕作しているみかんの半分を早めに（借主）にやってもらいたい。ということで、とりあえず、中間管理を通して、彼に自分のみかんを収穫まで行ってほしいという感じで依頼をして出てきた話です。何も、問題はないと思います。

議　長　　続きまして、７番、柿本　香代　委員お願いします。

７　番　　原口委員さんが、丁寧に説明してくださったので、何もありませんが、（借主）は、経営主として、意欲的に取り組んでおられるので、（貸主）が、せっかく今まで育てたみかんを売るまで、（借主）にお任せしておりますので、何も問題ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
９番、渡邉　章三委員。

９　番　　（貸主）は、樹園地の半分を中間管理機構へ貸し出すとの話を聞いたのですが、（貸主）は、

みかんづくりをやめるわけじゃないのですよね。持っている分の半分を出すという事ですよね。持っている園地は、どれくらいありますか。

推進委員１　番　今回、貸付予定地の倍ぐらいあります。半分ぐらいにして、負担を軽くして、残りの半分に力を注いで９４歳までやりたい。との話でした。

９　番　了解しました。

議　長　他にありませんか。
６番　田中委員。

６　番　これは、珍しいケースなのですよね。何年間貸しますよ。中間管理機構には、１０年間貸し出すが、本人同士は、何年間と決めていない。みかんを取ってしまうまで、と先ほど説明がありましたが、普通はこういう期間の設定は、なかなかない。変わった契約をお互いされたなぁ。と思いますので、どういう関係でこのようになったか教えてください。

議　長　期間設定は、１０年。

６　番　これは、中間管理機構との契約でしょう。（借主）との契約も１０年ですか。

議　長　そうです。結局、中間管理機構へ預ける期間と、中間管理機構が貸し出す期間は、同じです。

６　番　それは、これから後のこと、今から（借主）と中間管理機構が契約するわけでしょう。資料は、分かるが、その前の事です。今、説明で言われたでしょう。みかんを取って売ってしまうまで契約された。と言われたが、なんか変だなと思います。

議　長　少し、説明で誤解されているようですが、あくまでも契約期間は、１０年です。話があったのが、ちょうど今の時期だったので、みかんを採る話があった。

６　番　　今から中間管理機構と（借主）が契約するのは、分かっていたが、なんで、取ってしまうまで、との説明があったのかと思っていました、そういうことならいいです。

議　長　　７番、柿本委員、説明をお願いします。

７　番　　普通なら今までせっかく管理していたみかんを自分は、お金を取らずに作ってもらうというところを私たちも疑問に思いましたが、みかんを取ってしまった後から貸し出すよりも、今きれいいに草刈りをしたり摘果をしたりがんばって管理しているのをそのまま引き継いで、売るまでしてほしい。そのあとの１０年も（借主）に任せたい。という話をされていました。以上です。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
それでは、まず、第２号議案の３件目、利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で過半数を超えていますので、許可することに決定します。
続いて、第３号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第２号議案の３件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第２号議案の３件目並びに第３号議案の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することに致します。
それでは、第１号議案の２件目の審議に戻ります。

議　長　　先ほどお尋ねの圃場整備は、昭和５９年から６０年にかけて整備を行っていますので、平成１５年当時の農振除外については、整備から８年以上経過しているので、問題がないという事で、同意されたものと思います。以上です。

事務局　　１２番、益冨委員。今の説明でいいですか。
圃場整備が早くて、その後除外されたという事です。

１２番　　圃場整備後、８年というのは、間違いありませんか。

事務局　　間違いありません。

１２番　　８年ですね。それでは、先ほど、田中委員さんがおっしゃられた国費投入分については、１０年との言葉も出ていましたが、その辺りは説明できますか。

６　番　　私が１０年と言ったのは、８年か、１０年か分からなかったが、言った。別に、１０年と決まっていたとかではない。８年が本当かもしれない。私が、１０年と思っていただけ。

事務局　　転用の話になりますが、圃場整備をしたところについては、整備後、８年以内には転用が出来ないと、明確に指針に示してありますが、圃場整備の観点から１０年と言うのは、調べておりません。

議　長　　基本的には、前者の８年ととらえていただければと思います。

１２番　　あんまり、しつこく聞きたくはないのですが、除外の理由をもう少し詳しく説明はありませんか。

事務局　　産業振興課へ確認した理由のため、これ以上説明はできません。

議　長　　他に、ご意見・質問はありませんか。
４番、古立委員。

４　番　　確認ですが、排水は地表面にと書いてありますが、ここの面積が広いわけですが、説明の中では、県の側溝にとの説明もあったようです。雨が多く降った場合について完璧にここに入れてしまうのかと思うし、資材置き場という事で、植木についてはいいとなっているが、レンガとか砂とか砕石も置いていいのですか。それと、ここの農道については、共有となっているが、前、お寺の問題で、お寺に行く車については、入れないという事で、話し合いをされたこともあります。この農道については、道路みたいにしっかりした鎮圧をして作った道ではないので、資材関係で常時使って沈下した場合に問題が出てくるかもしれません、こないかもしれません。その辺を心配していますが、この３点をお聞きします。

議　長　　雨水排水については、私も確認して、場内に素掘りをしてそれからドレンで県の側溝に流す、それから利水の方に流すという形がとられております。資材については、あくまでも園芸資材で、土木建築の資材では許可しないので、経過をチェックしないといけない。それから進入道については、一応、地元の圃場整備のメンバーに許可を取るように。これは、水路の掃除のときに申し出をするということと。私も懸念しているのは、４ｔが入るという話を聞いていますので、そうすると確かに今言われるように、路盤を下にせず、そのまま砂利を敷いておそらく舗装した。トラクターと２ｔ車の出入りの重量しか対応できない。それについては、事務局から重ねて指導をしなければいけない。それから進入路についても、圃場整備の利用者と協議を行う。お互いに減歩をしながら作っているので、整備をさせるという事で確認を取っていく。これでよろしいですか。

４　番　　はい。

議　長　　他に質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり農地法第５条の規定による許可申請を進達することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。
続いて第４号議案　非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第４号議案　非農地判断について議案書の１ページをお開きください。この案件につきましては、委員さんも所有者に含まれており、議事参与の関係等もありますので、番号１から９、番号１０・１１、番号１２から２２、番号２３・２４、番号２５、番号２６から３０、番号３１から４６に分けて審議をお願いします。
それでは、番号１から９までご説明いたします。遊休農地の所在地は、番号１、吉無田郷（地番）、畑、１，８３８㎡。所有者が、（氏名）さん。番号２、同じく（地番）、畑、１９８㎡。所有者が、（氏名）さん。番号３、同じく（地番）、畑、２２㎡。番号４、同じく（地番）、畑、７７１㎡。番号５、同じく（地番）、畑、１，０１７㎡。番号３から５の所有者が、（氏名）さん。番号６、同じく（地番）、畑、８６０㎡。所有者が、（氏名）さん。番号７、同じく（地番）、畑、４，４４５㎡。番号８、同じく（地番）、畑、１，６３５㎡。番号９、同じく（地番）、畑、３，０３８㎡。番号７から９の所有者が、（氏名）さん。番号１番から９番までの農振区域の区分は、農業振興地域外です。これらの農地は、農地利用状況調査時にＢ分類と判定された農地です。
次に２ページをお開きください。遊休農地の場所を申し上げます。広域図で、点在しておりわかりにくいですが、１から９まで表示している部分が、該当する農地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
田中　光夫　推進委員。

推進委員
３　番　　この地区は、もう何年も耕作されておりません。道はありますが、だいぶん荒れており自分の足では、歩きにくい場所です。もちろん、トラック、運搬車が通るところでもありませんので、なかなか耕作する人は、おりません。よって将来的にも、このままの状態であると

思われますので、非農地通知を出してもいいところだと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番、柳原　厚志　農業委員。

２　番　　私の方も、確認させていただいたわけですけど、一応この地区はほとんど山林化しているのですよね。それで、田中委員さんが言われるように赤道はあるのですが、歩けるような道ではないので、これは、山林化しており非農地として認めるのが適当であると私も思っております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり非農地として判断することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。
次に番号１０、１１の審議に入る訳ですが、その前に、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員　退席後）

議　長　　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、番号１０、１１をご説明いたします。番号１０、吉無田郷（地番）、畑、１，４６６㎡につきましては、１１月２０日に所有者の（氏名）さんより農地として利用するとの申し出がありましたので、取り下げをお願いします。番号１１、同じく（地番）、畑、３３２㎡。所有者が（氏名）さん。番号１１の農振区域の区分は、農業振興地域外です。この農地は、農地利用状況調査時にＢ分類と判定された農地です。

次に２ページをご覧ください。遊休農地の場所を申し上げます。広域図で、点在しておりわかりにくいですが、１１と表示している部分が、該当する農地となります。以上で説明を終わります。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり非農地として判断することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。

退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長　〇〇委員に申し上げますが、４号議案、番号１１については、全員一致で非農地と判断することに決定いたしました。

次に、番号１２から２２を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、議案書１ページをお開きください。番号１２から２２までご説明いたします。

番号１２、吉無田郷（地番）、畑、７６９㎡。番号１３、同じく（地番）、畑、７６７㎡。番号１２、１３の所有者が、（氏名）さん。番号１４、同じく（地番）、畑、２８１㎡。所有者が、（氏名）さん。番号１５、同じく（地番）、畑、６，１５９㎡。所有者が、（氏名）さん。番号１６、同じく（地番）、畑、３０２㎡。番号１７、同じく（地番）、畑、１，０２６㎡。番号１８、同じく（地番）、田、３４２㎡。番号１６から１８の所有者が、（氏名）さん。番号１９、同じく（地番）、畑　２５２㎡。所有者が、（氏名）さん。番号２０、同じく（地番）、畑、１３３㎡。番号２１、同じく（地番）、畑、５０２㎡。番号２０、２１の所有者が、（氏名）さん。次に、番号２２、同じく（地番）、畑、６７㎡。所有者が、（氏名）さん。番号１２から２２の農振区域の区分は、農業振興地域外です。これらの農地も、農地利用状況調査時にＢ分類と判定された農地です。

次に２ページをご覧ください。遊休農地の場所を申し上げます。広域図で、点在しておりわかりにくいですが、１２から２２と表示している部分が、該当する農地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　それでは、１２から２２は、吉無田地区です。田中推進委員さんより説明をお願いします。

推進委員３　番　　ここも長年、作物を作られておられず、山林化している状態です。非農地通知書の対象として適当と思われます。以上です。

議　長　　続きまして、柳原委員さんお願いします。

２番、柳原　厚志　農業委員。

２　番　　ここは、昔、みかん畑として利用されていました。防風林も大きくなって材木のようになっている。それで、非農地として私も確認をいたしました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。それでは、１２番から２２番を非農地として判断することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議長　それでは、非農地と判断することに決定いたします。

議長　事務局から次の説明をお願いします。

事務局　それでは、議案書１ページの番号２３、２４をご覧ください。番号２３、嬉里郷（地番）、畑、２１４㎡。番号２４、同じく（地番）、畑、５１２㎡。番号２３、２４の所有者は、（氏名）さん。農振区域の区分は、農振白地です。これらの農地も、農地利用状況調査時にＢ分類と判定された農地です。

次に４ページをご覧ください。図面下側の長与町役場付近に表示している２３、２４が該当する農地となります。以上で説明を終わります。

議　長　嬉里地区ですので、推進委員の中村さんから説明をお願いします。

中村　栄治　推進委員。

推進委員６　番　１１月７日の午後１時半より、山本委員、私、事務局の森さんの３人で現地を確認しております。現地は、木が生い茂っており農地として存続するのは難しいと思われます。非農地として問題ないと思われます。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番、山本　純博　農業委員。

１０番　中村推進委員の説明の通りで、異議ございません。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　意見なしと認めます。それでは、２３番、２４番について説明のとおり非農地として判断することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　それでは、番号２３，２４については、非農地と判断することに決定いたします。
次に番号２５の審議に入る訳ですが、その前に、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、議長を柳原職務代理者と交代し、一旦退席いたします。

（○○委員　退席後）

職務代理　　それでは、番号２５について事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、議案書１ページの番号２５、岡郷（地番）、畑、２３７㎡。所有者が、（氏名）さん。農振区域の区分は、農振白地です。この農地も、農地利用状況調査時にＢ分類と判定された農地です。
次に３ページをご覧ください。遊休農地の場所を申し上げます。広域図で、点在しておりわかりにくいですが、図面下側の（施設名）付近に表示している２５が該当する農地となります。以上で説明を終わります。

職務代理　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
柳原　弘　推進委員。

推進委員８　番　　１１月２０日に現地確認を行いました。ここは、下のほうは、団地が迫っており、竹山で、農用地としては、とても傾斜地で認められない。非農地として確認してまいりました。以上です。

職務代理　私も、１１月８日に現地確認を行いました。ここは、竹が生えて、農地に戻すのは非常に難しい。ものすごく傾斜地で、下は団地になっていますので、この竹が生えているため、防災面でも非常に危険で農用地としては認められない。私の説明は以上です。

職務代理　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

職務代理　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり非農地として判断することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

職務代理　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

職務代理　〇〇委員に申し上げますが、番号２５については、全員一致で非農地と判断することに決定されたことを報告いたします。それでは、審議が終了いたしましたので議長を交代いたします。

議　長　次の非農地について事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、議案書１ページをお開きください。番号２６から３０をご説明いたします。番号２６、岡郷（地番）、畑、１，１８３㎡。番号２７、同じく（地番）、畑、４，４９９㎡。番号２８、同じく（地番）、畑、２，２２５㎡。番号２６から２８の所有者は、（氏名）さん。農振区域の区分は、農用地です。これらの農地は、農地利用状況調査時にＢ分類と判定され

た農地です。

続きまして、番号２９、岡郷（地番）、畑、６２７㎡。番号３０、同じく（地番）、畑、５６７㎡。番号２９、３０の所有者は、（氏名）さん。農振区域の区分は、農振白地です。これらの農地につきましては、非農地通知の申し出があり、農地利用状況調査時にＢ分類と判定された農地です。

次に３ページをご覧ください。遊休農地の場所を申し上げます。広域図で、点在しておりわかりにくいですが、図面中央の〇〇岳付近に２６、２７、２８、図面上部の（事業所名）付近に２９、３０と表示している部分が該当する農地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　それでは、２６から３０を審議いたします。ご質問、ご意見ありませんか。

失礼しました。岡地区ですので、柳原推進委員さんより説明をお願いします。

推進委員８　番　　川頭の番号で言えば、２７、２８は、昔の開拓の家があって、目印があって、確認できました。山で、農用地としては、認められない現状でしたので非農地と認めます。ただ、２６番になりますが、ここは、私が、目印がなく確認できませんでした。それから２９と３０につきましては、以前、住まれていた、〇〇さんの屋敷の裏にあたります。現地は、更地になっておりそのままの状態で今まできていましたので、ここも農用地として認められないと判断しました。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

６番、田中　稔　農業委員。

６　番　　農業委員の立場で今の状況を見たところ、柳原推進委員の説明のように非農地化しております。非農地として認めるのは、我々は、２０年以上耕作されていないという事が目安になりますが、２６から２８については、５０年ぐらい耕作されていない所です。結局、大木の山となっておりますので、非農地に該当することを確認してまいりました。

それから岡郷の（事業所名）付近の２９、３０ですね。この地区も、１０年以上、２０年近く耕作されておらず、山林化しております。あと、少し意見はありますが、水谷会長がどのように説明されるか、申し出されるか、それによって質問したいと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それから今、田中委員さんが言われましたが、（地域名）の１筆については、少し宅地造成されており、法面のカットが行われておりましたので、私から事務局に、顛末と経過を出すようにしておきたい。現状としては、山林化していたということで間違いない。造成中に法面が一部カットされていた。その分については、こちらから指導していきたいと思います。以上です。

はい。６番、田中委員さん。

６　番　　よろしいですか。今、会長が説明した通り一部農地がカットされていて宅地と同じ平面になっておりますが、これは、別に、農業委員としては、ここを現状復旧しなさい。とかそういうことは、なかなか言ってもできない状況なのですが、農業委員としては、そういう事前着工を黙って見過ごすことはできない。というのが、農業委員の立場かなと私は思います。ですので、今、水谷会長からこれは、業者がしたことですが、ちゃんとした注意を行うとのことでしたので、納得はします。これは、本当は、向こうから申請があった時点で、事務局として、そういう所だから確認をしてから案件に出すという気配りが必要だなと、つくづく思いました。ということで、この次からこういう案件がもし出てきた場合は、事務局として、１回確認をしてからそれで、ちゃんとされているか確認をしてから案件として総会に出すようにお願いをしておきます。以上です。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　質疑なしと認めます。

それでは、先ほどの２６番から３０番について非農地とすることに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　はい。ありがとうございます。それでは、非農地することに決定いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

事務局　　それでは、議案書１ページの番号３１から４６をご説明いたします。番号３１、丸田郷（地番）、畑、６，６９２㎡。所有者が、（氏名）さん。番号３２、同じく（地番）、畑、４１４㎡。所有者が、（氏名）さん。番号３３、同じく（地番）、畑、１６２㎡。所有者が、（氏名）さん。番号３４、同じく（地番）、畑、３，０４８㎡。番号３５、同じく（地番）、畑、８８㎡。番号３６、嬉里郷（地番）、畑、５６１㎡。番号３７、同じく（地番）、畑、１１５㎡。番号３４から３７の所有者が、（氏名）さん。番号３８、丸田郷（地番）、畑、４，８２７㎡。所有者が、（氏名）さん。番号３９、嬉里郷（地番）、畑、６６４㎡。番号４０、同じく（地番）、畑、１，２４５㎡。番号４１、同じく（地番）、畑、１，０１４㎡。番号４２、同じく（地番）、畑、１，２４２㎡。番号４３、同じく（地番）、畑、１，１７３㎡。番号４４、同じく（地番）、畑、８７６㎡。番号３９から４４の所有者が、（氏名）さん外１名。番号４５、同じく（地番）、畑、１，１３０㎡。所有者が、（氏名）さん。番号４６、同じく（地番）、畑、４，０２７㎡。所有者が、（氏名）さん。農振区域の区分は、番号３１から４５が農振白地で、番号４６は、農用地です。これらの農地は、非農地通知の申し出が出されており、今後農地として復元しても継続しての利用は見込めないと思われる農地です。

次に４ページをご覧ください。遊休農地の場所を申し上げます。広域図で、点在しておりわかりにくいですが、図面上部の（集合住宅）付近に３１から４６と表示している部分が該当する農地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　この地区は、嬉里と丸田にまたがっておりますので、農業委員さん２名に説明をお願いしたいと思います。まず、丸田地区の上杉委員さんお願いいたします。

１１番、上杉　司　農業委員。

１１番　　一番上の（氏名）さん、（氏名）さんからいきますと、（氏名）さんは、４年ぐらい前に農道でトラックごと転落されて大けがされており、今、やっと散歩が出来るようになった。（氏名）さんも脳梗塞をされて、４、５年前からほとんど、農業ができない状態で、人に迷惑をかけないように、全部みかんの木を切っている。現状、雑木やカズラが生えている状態です。

次に、（氏名）さんは、ビワの木があったのですが、ほとんど竹山になっております。

次に、（氏名）さんが４つありますが、これは、（氏名）さんの娘さんで、農業は、全然やっておりません。　次の（氏名）さんは、（氏名）さんの息子さんですけど、その息子さんも農業経営は、しておりません。（氏名）さんは、昨年亡くなりまして、その４、５年前から体調を崩されておりほとんど、ここは、荒れた状態です。（氏名）さん、（氏名）さんも同様に非農地とすることになろうと思います。以上です。

議　長　　続いて、嬉里地区の山本委員さんお願いします。

１０番、山本　純博　農業委員。

１０番　（氏名）さんは、竹等が生えて、現状では管理をなされておりませんので、これは、まったく問題ないと思います。
それから（氏名）さんの畑は、Ｂ分類で出しておったわけでございます。それに、（氏名）くんも、２０年から３０年近く放棄したままで、本当の竹林でございまして、問題ないと思います。

議　長　ありがとうございました。
ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　それでは、質問なしと認めます。この３１番から４６番まで、非農地として異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　全員一致で、非農地といたします。
それでは、議案は、終わります。これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分の報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）にお住いの方です、職業は、農業です。２．土地の所在等ですが、長与町高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、不耕作、面積４４㎡。土地の所有者は、申請者と同じです。３．転用計画は、進入路です。４．申請日、令和元年１１月１２日。５．専決処分の日、令和元年１１月１８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和元年１１月２５日、長与町農業委員会事務局長村田佳美。
次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、図面の下側になりますが、〇〇バス停より１１０ｍほど山手に進んだ桃色で表示している部分が、申請地、高田郷（地番）で、隣に表示しているコーポに入るための進入路です。以上で説明を終わります。

議　長　　何か質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　次に３ページをご覧ください。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市稲佐町２番２号、冠婚葬祭経営会社です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、自営業です。２．土地の所在等ですが、長与町高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積１６５㎡。同じく（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積１６６㎡。合計２筆、３３１㎡です。土地の所有者は、譲渡人と同じです。３．転用計画は、住宅用地です。４．申請日、令和元年１０月３０日。５．専決処分の日、令和元年１１月１８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和元年１１月２５日、長与町農業委員会事務局長 村田佳美。

次に４ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、〇〇公園付近の青色で表示している部分が、申請地、高田郷（地番）、赤色で表示している部分が申請地、高田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　この件につきまして、質問は、ありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　これで、報告事項を終わります。

次は、行事報告です。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和元年１１月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会します。